

九州農政局主催 米粉利用拡大セミナー

食品輸出における留意点について

2026年2月20日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産食品部 市場開拓課

新井 剛史



PART1

全体像の理解

貿易取引とは ～国内取引との違い～

- 外国の取引相手と、**国境を超えてモノやサービスの売買取引を行うこと。**
※本来、「輸出」「輸入」はモノについてのみ使われる用語。
- 取引相手が海外にいて、**国内取引とは異なるリスクが存在する。**

	貿易取引と国内取引との違い	対応策
(1)	売主と買主がそれぞれ異なる国におり、法律や商習慣、言語・文化などが異なる。	電子メール、手紙などの文書、契約書
(2)	相手のことを知らない。支払いや納品に対する能力や誠実さに不安がある。	信用調査、信用状、貿易保険
(3)	輸送距離が長く、輸送中の事故等による損傷や変質のリスクがある。	貨物海上保険、航空貨物保険
(4)	相手方の国の政変や急な輸出入制度の変更のリスクがある。	貿易保険
(5)	契約から商品のやり取りや代金の決済などにそれぞれ時間差（タイムラグ）がある。	信用状、輸出入金融
(6)	決済通貨が異なるため、通貨の交換が必要となるほか、外国為替相場の変動のリスクがある。	自国通貨での取引、為替予約

➡**リスクを回避し、貿易を円滑に行う知恵が「貿易実務」**

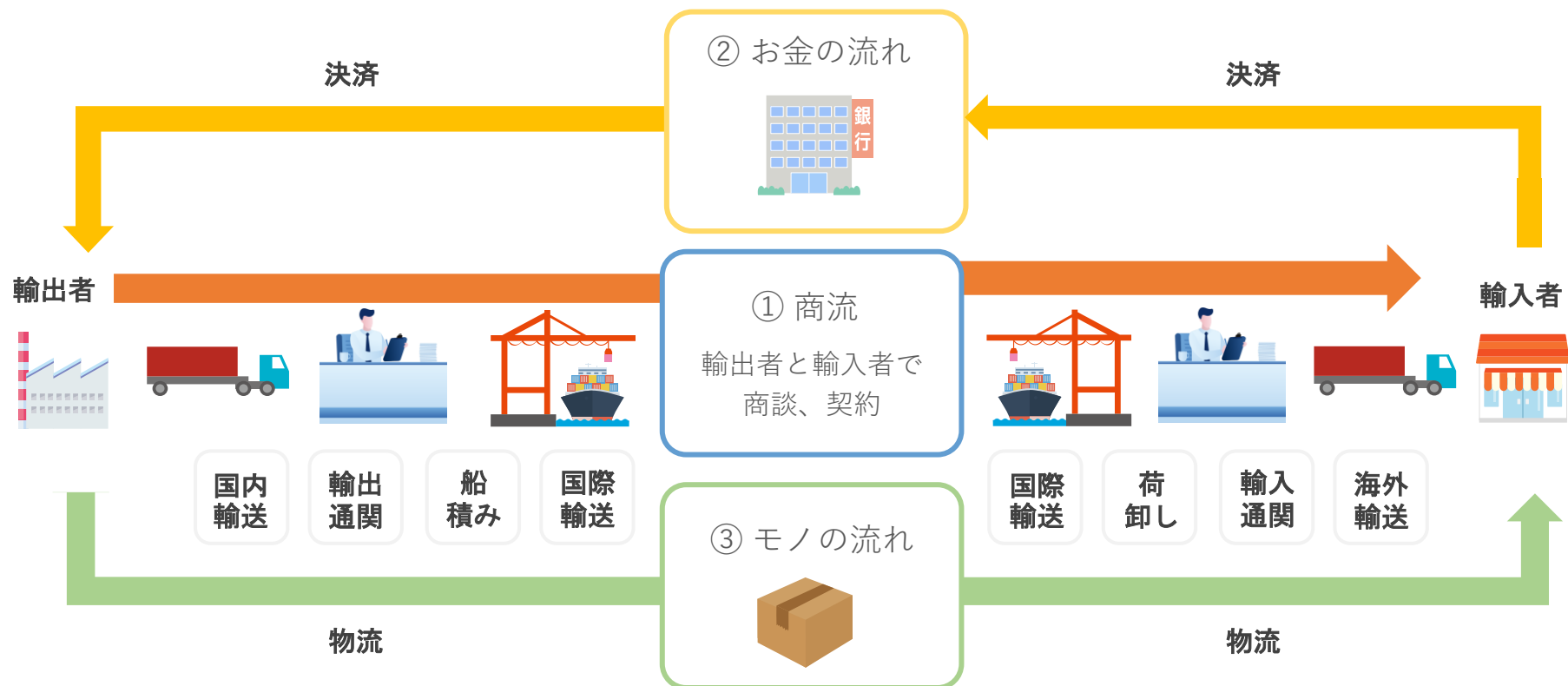
貿易の関係者

- 各関係者の役割を把握しておくことで、トラブル時の原因や責任の所在を明確にできる。

貿易の関係者一覧

	プレイヤー名	役割
1	輸出者・輸入者	<ul style="list-style-type: none"> ■輸出者：商品を海外に売る側。状況により「売主」や「荷送人」ともいわれる。 ■輸入者：商品を海外から買う側。状況により「買主」や「荷受人」ともいわれる。
2	海貨業者・通関業者 (乙仲)	<ul style="list-style-type: none"> ■輸出入貨物の船積書類作成、船積み、荷卸しから通関まで一連の作業を代行する。 ■輸出者・輸入者の時間や手間を低減する。「フォワーダー」とも呼ばれる。
3	運送人 (船会社、航空会社)	<ul style="list-style-type: none"> ■商品を輸出国から輸入国へ輸送する業者。 ■複数の輸送手段を組み合わせた複合運送業者も存在する。
4	銀行	<ul style="list-style-type: none"> ■輸出者と輸入者の間の代金決済の仲介を行ったり、輸入者の支払いについて信用を供与するなど、貿易の決済面でのリスクを軽減する働きもある。
5	保険会社	<ul style="list-style-type: none"> ■貨物保険会社：貨物の輸送中の事故による損害を補償（輸送面）。 ■信用保険会社：取引先の倒産やテロによる取引停止などの損害を補償（決済面）。 ■賠償責任保険会社：輸出製品の欠陥による賠償事故・訴訟対応費用を補償。
6	行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ■税関：貨物に関税を課したり、違法物品が輸出入されていないか監視を行う。 ■政府機関：規制品目の輸出入の許可・承認などを行う。 ■その他：検査機関、商工会議所、大使館、貿易振興機関など

モノ・カネ・カミの流れ



💡 Point

①商流、②お金の流れ、③モノの流れを把握する。商流が決まらなければお金の流れ（決済方法）も決まらない。

貿易に潜むトラブルの発生源

- 貿易取引においてはモノ（貨物）・カネ（お金）・カミ（書類）が複合的に動く。
- それぞれにトラブルの発生源となり得るリスクが潜んでいる。対応策を知っておく必要がある。

貿易において押さえておくべきトラブルの発生源

	トラブルの発生源	対応策（例）
モノ	<ul style="list-style-type: none"> a. 輸出・輸入販売規制 b. 製造物責任 c. 知的財産 d. 品質クレーム e. 輸送トラブル 	<ul style="list-style-type: none"> a. 規制情報、輸入業者への確認 b. ラベルや説明書での警告、海外PL保険 c. 先行知財の確認、国際知財の取得（商標、特許など） d. 品質の事前すり合わせ、クレーム期限の設定 e. 輸送業者への指示、梱包、貨物保険
カネ	<ul style="list-style-type: none"> a. 不払い・倒産 b. 為替変動（円高） c. カントリーリスク 	<ul style="list-style-type: none"> a. （事前）全額前払い、信用調査、貿易保険、L/C決済 （事後）警告文書、商事仲裁、訴訟 b. 円建て決済、為替変動条項、為替予約 c. 情報収集、不可抗力条項、貿易保険
カミ	<ul style="list-style-type: none"> a. 認識の不一致 b. 商習慣の違い c. 管轄法の違い d. 代理店契約 	<ul style="list-style-type: none"> • 取引条件の交渉および確認 • メールなどの書面として記録に残す • 制度情報、輸入業者への確認 • 自社作成の契約書フォーマット • 弁護士など専門家による契約内容チェック

取引準備

- 取引先候補と交渉する前の段階として、以下の業務が発生する。

取引準備の内容

要件	内容
1 マーケティング	■ 各国の一般的情報（地理・文化・社会、政治・経済、法制度など）と商品特有の情報（市場、需要、業界・競合の動向など）を調査したうえで、輸出先を決定する。
2 法規制の確認	■ 取引しようとする商品が輸入や販売規制（規格・認証）の対象となっていないか確認する。規制がある場合は、手続きや検査などが必要となる。
3 取引先探し	■ 国際見本市や展示会、商談会といったイベントやインターネットなどから取引先候補を調べ、選定する。
4 信用調査	■ 取引先候補が信用できる相手かどうか、調査会社などに依頼して、事業内容や財務状態などについて調査する。

マーケティング

輸出予定国を決定したら、当該国の**一般的情報**と、輸出しようとする**商品特有の情報**の二側面から市場調査を行う。

一般的情報

地理・文化・社会、政治・経済、法制度、金融・為替、通商政策、流通・物流・通信等の情報

商品特有の情報

消費者・供給者、市場、需要、製品、価格、競合製品等の情報

これらの情報について輸出予定国の市場調査を行い、その国が市場として適しているか、輸出に際して、日本側及び相手側に法的規制はないか、また、輸出しようとする商品に需要があり、**商品性 (Merchantability)** や**市場性 (Marketability)** のあるものかについて検討

<参考>

◆JETRO J-File 「国・地域別情報」

<https://www.jetro.go.jp/world/>

◆JETRO 農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/>

◆農林水産省 知的財産・地域ブランド情報

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/index.html>

マーケティング

マーケティング基礎調査（世界各国・地域の食品に関する基礎事項をまとめた資料）

国・地域名

EU		
<p>人口・経済発展状況等</p> <p>〔参考：日本〕</p> <p>●人口：1億2,374万人 (2024年12月確定値、総務省統計局「人口推計」2025年5月20日公表)</p> <p>●実質GDP成長率：0.8% (2024年度〈前年度比〉、内閣府 経済社会総合研究所「国民経済計算〈GDP統計〉」2025年)</p> <p>●1人あたり GDP(実質):3万2,498ドル (2024年、IMF WEO2025年4月)</p>	<p>・ 人口 4億5,048 万人</p> <p>・ 実質GDP成長率 1.1 %</p> <p>・ 1人当たりのGDP(実質) 3万1,280 ユーロ</p> <p>・ 為替レート (1EUR) 165.45 円</p> <p>・ 日本の直接投資額 3兆5,683 億円</p> <p>・ 進出日系企業数 (のべ) 6,678 社</p> <p>・ 在留邦人 (のべ) 14万5,473 人</p> <p>・ 訪日外客数 170万2,488 万人</p> <p>・ 日本食レストラン数 (欧州) 約1万3,840 店</p>	<p>2024年、EU統計局 (EUROSTAT) (EU27カ国)</p> <p>2024年、EU統計局 (EUROSTAT) (EU27カ国)</p> <p>2024年、EU統計局 (EUROSTAT) (EU27カ国)</p> <p>三菱UFJリサーチ&コンサルティング為替相場 前年の年末・年間平均 (TTS)_2024</p> <p>財務省「対外・対内直接投資フロー令和5年 (2023年)」</p> <p>外務省「海外進出日系企業拠点数調査」(令和4年10月1日現在)</p> <p>外務省「海外在留邦人数調査統計」(令和5年10月1日現在)</p> <p>2023年暫定値、日本政府観光局 (JNTO)</p> <p>農林水産省「海外日本食レストラン国・地域別概数」(令和5年10月13日) * マルタを除く2</p>
<p>日本からの農林水産物輸出状況 (EU27カ国) (2024年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省)</p>	<p>858億円 うち農産物735億円(85.7%) 林産物21億円(2.4%) 水産物102億円(11.9%)</p> <p>輸出額の多い品目：アルコール飲料、緑茶、ソース混合調味料、牛肉、ホタテ貝(生鮮等)</p>	
<p>味覚、嗜好上の特徴</p>	<p>・ EU各国が独自の食文化をもつ (詳細は各国編参照)。</p>	
<p>制度的制約</p>	<p>・ 牛肉を除く生鮮肉については日本からの輸出は不可。牛肉については認定を受けた北海道、青森県、岩手県、群馬県、栃木県、岐阜県、京都府、兵庫県</p> <p>・ 牛に対して生涯にわたって使用が禁止されている動物用医薬品等が定められている (日本で使用されているものとしては、エストラジオール安息香酸</p> <p>・ 「人医療に使用が限定される抗菌剤を指定する規則」が、2023年2月9日からEU加盟国で適用されている。日本を含めた第三国には2026年9月3日か</p> <p>動物または動物由来の製品に使用することが禁止される。日本で動物用医薬品として承認されている「ホスホマイシン」がこの規則で指定された抗菌</p> <p>・ ケーシングについては、認定を受けた北海道の1施設からの出荷に限り輸出可 (2025年7月時点)。</p> <p>・ ゼラチンについては認定を受けた大阪府の1社、コラーゲンについては静岡県1社2施設からの出荷に限り輸出可 (2025年7月時点)。</p> <p>・ その他、牛肉以外の肉類、乳に関しては、EU向け輸出認定施設が日本に存在しないため輸出不可(2025年7月時点)。</p> <p>・ 卵製品の輸出については、認定を受けた兵庫県1施設からの出荷に限り可。鶏卵の輸出は認定を受けた生産農場は日本に存在しないため不可 (2025</p> <p>・ EU では、動物性加工済原料、および植物性原料の両方を含む食品を「混合食品」として独自の規制を設けており、動物性加工済原料 (魚粉末、液卵、</p> <p>設由来であることなどを証明するために公的機関が発行する公的証明書 (Official Certificate) または事業者による自己宣誓書 (Private Attestation)</p> <p>農林水産省輸出・国際局または動物検疫所が発行。自己宣誓書は輸入者が作成。</p> <p>・ 2024年11月29日以降、はちみつ、およびはちみつ製品は、EUの衛生要件に適合した認定施設由来に限り輸出可。</p> <p>・ 水産物については、品目ごとにEU向けHACCP認定を受けた施設からの出荷に限り輸出可 (天然水産物の場合、IUU漁業*規則に基づく漁獲証明書・加</p> <p>法・無報告・無規制に行われている) 漁業</p> <p>・ 食品添加物・香料・食品包材プラスチックについてはポジティブリスト制度をとっており、日本で使用が認められている添加物などがEUでは認められ</p> <p>認められていない (EUで使用できない添加物の例：赤色106号、クチナシ色素、ベニバナ色素、ベニコウジ色素など)。</p> <p>・ 2022年8月8日から食品添加物の二酸化チタン (TiO₂/E171) を使用した食品の流通が禁止されている。</p> <p>・ 日本で使用可能な農薬がEUのポジティブリストには入っていないことがあるため、コメ・茶葉等の農産物を輸出する場合には留意が必要。輸出前の残</p> <p>・ 環境保護 (ミツバチなどの花粉を媒介する昆虫の保護) を目的として、茶やコメに使用されているネオニコチノイド系の農薬である「クロチアベンジ</p>	

法規制の確認



- ✓ **禁止品目**
部分水素添加油脂、牛肉関連品（インド）など
- ✓ **動植物検疫**
二国間の解禁状況・検疫条件の確認、輸出可能な場合は証明書発行



- ✓ **施設登録・施設認定**
米国や韓国は食品関連施設の登録が必要。畜産物・水産物等は二国間条件に基づく施設認定が必要なことも
- ✓ **必要書類**
原発規制にかかる産地証明書等、衛生証明書、原産地証明書など



- ✓ **残留農薬・動物用医薬品**
相手国が使用許可する農薬・動物用医薬品について、原則として食品ごとに設定された残留許容基準（MRL）内での使用が可能



- ✓ **重金属・汚染物質**
相手国が使用を制限する重金属・汚染物質がある場合は要確認



- ✓ **食品添加物**
着色料、甘味料、保存料などについて、相手国が使用許可する食品添加物について、原則として食品ごとに設定された基準値内での使用が可能

法規制の確認

- 自社商品を輸出する際、現地の輸入・販売規制（規格・認証）の対象となっていないか確認する。
例：輸入禁止、強制規格、ラベル表示、輸入・販売ライセンス、ハラール認証、GMP など

法規制の確認方法

農林水産物・食品の輸出支援ポータル



日本からの輸出に関する制度

菓子の輸入規制、輸入手続き



品目の定義	輸入規制	食品関連の規制	輸入手続き	輸入関税等	その他
-------	------	---------	-------	-------	-----

タイの輸入規制

ポイント

- 現地の輸入規制に関する情報は、輸入者側へ直接問い合わせる または ジェトロの資料や相談窓口を利用可能。
 - ▼ 農林水産物・食品の輸出支援ポータル
<https://www.jetro.go.jp/agriportal/>
 - ▼ 農林水産物・食品輸出相談窓口
https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html
 - ▼ 貿易投資相談
<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>
- （規制がある場合は）基本的に輸入者側が現地当局への輸入許可申請作業を行う。
- 輸出者は、輸入者が輸入許可申請の際に必要な情報・資料を提供する。

法規制の確認

各国・地域におけるコメ等食品を輸出する際の規制

輸出先 国・地域	規制の概要	日本からの輸出に関する制度 (ジェトロウェブサイト)
中国	<p>①福島等10都県産であり、新潟県産の精米を除く、すべての食品の輸入を停止、左記以外の食品の輸入に際して産地証明書の提出を要求</p> <p>②精米を輸出するためには、指定精米工場における精米および登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要</p> <p>③輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、中国国内向けに食品を輸出する製造・加工・貯蔵企業は登録が必要</p>	<p>コメ、パックご飯、米粉および米粉製品の輸入規制、輸入手続き(中国)</p>
台湾	<p>これまで、福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産の食品の輸入に際して、放射性物質検査報告書、日本産すべての食品の輸入に際して産地証明書の提出が求められたが、2025年11月21日以降不要に</p>	<p>コメ、パックご飯、米粉の輸入規制、輸入手続き(台湾)</p>
米国	<p>米国内で消費に供する食品を製造・加工・梱包・保管する米国内外の施設の所有者、経営者または代理人は、FDA(米国食品医薬品局)に登録されている必要。コメの収穫、梱包、保管を行う「農場」は、FDAへの食品施設登録の対象ではないが、精米などを行う製造・加工、梱包、保管施設は、FDAへの食品施設登録が必要</p>	<p>コメの輸入規制、輸入手続き(米国)</p> <p>パックご飯の輸入規制、輸入手続き(米国)</p>

取引先探し

ジェトロ 農林水産物・食品 輸出協力企業リスト

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html

CHECK!



ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト



ジェトロが一定基準を設け公募によって収集した、農林水産物・食品の輸出を行う商社・貿易会社・船社（船舶代理店）・航空会社（航空代理店）・輸送会社・物流会社・海貨会社・フォワーダー・輸出梱包サービス会社・保険会社のリストです。

輸出に意欲があるにも関わらず貿易業務に不慣れな農林水産物・食品事業者等に対して、貿易業務を多方面からサポートする企業の情報を提供することで、農林水産物・食品輸出の円滑化と拡大を図ります。

なお、本リストは、あくまで情報を整理し、事業者に情報提供する場をジェトロが設けるものです。当該目的外の利用は固くお断りします。本リストをきっかけとする商談、取引は各企業の判断と責任の下に行っていただきます。企業に損害等が生じた場合、ジェトロは責任を一切負わないものとします。

▼ リストへの掲載を希望される場合

● ジェトロ農林水産物・食品輸出協力企業リストのご案内 (1.2MB)

【参考】農林水産物・食品以外の分野のサービスプロバイダーは、「JS-Links 海外ビジネスに係るサービスプロバイダーリスト」のページでご紹介しております。

・ JS-Links 海外ビジネスに係るサービスプロバイダーリスト

条件で絞り込む

絞り込み解除

業種	<input type="checkbox"/> 商社 <input type="checkbox"/> 物流関連企業 <input type="checkbox"/> その他
取り扱い品目	<input type="checkbox"/> 肉/肉を用いた加工品 <input type="checkbox"/> 酪農製品/鶏卵/鶏卵加工品 <input type="checkbox"/> 魚介類/魚介類加工品 <input type="checkbox"/> 穀物/穀物加工品 <input type="checkbox"/> 米/米加工品 <input type="checkbox"/> 野菜・果実/加工品 <input type="checkbox"/> 糖類/糖類加工品/はちみつ <input type="checkbox"/> コーヒー/ココア/香辛料類 <input type="checkbox"/> 茶葉 <input type="checkbox"/> 調味料 <input type="checkbox"/> 清酒 <input type="checkbox"/> 焼酎 <input type="checkbox"/> その他のアルコール飲料 <input type="checkbox"/> 非アルコール飲料 <input type="checkbox"/> 動・植物油 <input type="checkbox"/> その他加工品 <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> 木材
輸出先国・地域	条件を指定する ▼
輸送方法	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> 混載（常温） <input type="checkbox"/> 混載（冷蔵・冷凍）
所在地	条件を指定する ▼
会社名	<input type="text" value="会社名の一部でも検索できます"/>

商社マッチング

具体的な商談機会を創出すべく、国内商社と食品輸出希望事業者の商談会を開催



💡 Point

商社・貿易会社に何を求めるのか、目的を明確にしてから探すこと（輸出手続き、書類作成、代金回収、売先開拓など）

取引先探し

展示会・商談会

CHECK!


<https://www.jetro.go.jp/eventstop/export/e-ptr/foods/events/>

カテゴリー	タイトル	開催日	開催場所	ステータス
展示会・商談会	[出展募集] Africa Health ExCon 2023 ジャパンパビリオン	2023年06月07日 ～2023年06月10日	エジプト カイロ	申し込み受付中
展示会・商談会 オンライン開催	[出展募集] 2023年度【Alibaba.com】活用支援プログラム（出展中の企業向け）	2023年04月01日 ～2024年03月29日	オンライン開催	申し込み受付中
展示会・商談会	[出展募集] 2023年度 ジェトロ 中国ハイブリッド型キャラバン	2023年04月01日 ～2024年03月31日	中国・上海ほか	申し込み受付中
展示会・商談会 オンライン開催	[出展募集] 2023年度【Alibaba.com】出展支援プログラム（新しく出展の企業向け）	2023年06月01日 ～2024年03月29日	世界各国・地域（Alibaba.comには190以上の国・地域のバイヤーがアクセスしています。）	
展示会・商談会	[出展募集] 香港「Food Expo PRO 2023」ジャパンパビリオン	2023年08月17日 ～2023年08月19日	香港	



FOOD TAIPEI 2022（台湾・台北）

—ジェトロが出展支援予定の海外見本市・商談会、国内商談会、セミナー—

（農林水産物・食品分野）海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画 | 農林水産物・食品-産業別に見る-ジェトロ

信用調査

- 取引先候補に対して予め信用調査することで、その後のリスク対策を検討できるようになる。
 - 信用調査で調べる項目としては、以下の“3C's”がある。
 - ①Capital : 資産、財務状況
 - ②Capacity : 営業能力、取引量、取引実績・経験
 - ③Character : 誠実さ、責任感、品格
- ※これに「④Conditions : 政治・経済的環境」を加えて、“4C's”と呼ばれる場合もある。

主な信用調査の方法

1. 信用調査機関 (Credit Agency)

例 : COFACE, Dun & Bradstreet,
TSR, 帝国データ

2. 日本貿易保険 (NEXI)

“海外商社名簿”

3. 取引銀行を通じた照会

“Bank Reference”

4. 同業者を通じた照会

“Trade Reference”

取引条件の設定

- バイヤーとの交渉においては、具体的に品質、数量、価格、決済などの条件を提示しながら話し合いをすることになる。
- 商談前に**自社の理想とする取引条件**と**相手に譲歩できる条件の範囲**をあらかじめ決めておく。

交渉締結前に決める主な取引条件

取引条件	内容
1 品質条件 (品質の決定方法)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 見本売買：契約商品の品質や形状を保証するために見本品を使う（例：製品、加工品） ■ 標準品売買：現物と標準品がほぼ同一であればよいとされる（例：農産物、畜産物） ■ 仕様書売買：構造、材質などの詳細を決めた設計図を基準とする（例：機械類）など
2 数量条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 数量単位：単位には重量（t, kg, lb）、容積（m³）、個数（個、ダース）など ■ 最低・最大出荷数量：1回あたりの注文数量の最小限・最大限 ■ 積地（船積）条件、揚地条件：いつの時点で取引上の最終的な数量や品質と見なすか
3 価格・決済条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貿易条件（インコタームズ）：貨物の引き渡し場所と費用負担 ■ 決済方法：前払いT/T送金、L/C決済、PayPalなど ■ 決済通貨：円、USドル、相手国通貨など
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険、包装、証明書、クレーム受付期間など

主要な貿易書類

- 貿易を行うにあたっては様々な書類が流通するため、それぞれの役割の理解が必要。

四大船積書類

	書類名	内容
1	商業送り状 (Commercial Invoice)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出者が輸入者に対して求める商品代金の「請求書」「納品書」の役割をはたす。 ■ 輸出する商品の品名、種類、数量、価格などが記載されている。 ■ 輸出者が自ら作成するものであり、決まった様式はない。
2	船荷証券 (Bill of Lading, B/L)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運送契約の証拠書類であり、船会社が貨物を受け取ったことを示す「受取証」。 ■ 貨物処分権を表象した有価証券としての性質も持つ。 ■ 貨物の引き取りのためには同証券の原本が必要。裏書することによって譲渡が可能。
3	包装明細書 (Packing List, P/L)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貨物の中身、梱包形態、荷印、数量や重量・容積などが記載されている。 ■ インボイスを補完する目的で輸出者が自ら作成するものであり、決まった様式はない。 ■ 「納品書」の役割をはたすが、通関時に提出を求められることもある。
4	保険証券 (Insurance Policy)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貨物保険：運送途上の貨物に対する損害。 ■ 貿易保険：取引相手の破産（信用危険）やテロなど不可抗力な危険（非常危険） ■ 製造物賠償責任保険：製造物の欠陥から生じる賠償責任。PL保険。

…他にも「検査証明書」「検疫証明書」「衛生証明書」「原産地証明書」など

関税分類番号（HSコード）

- 輸出入の際に貨物を**分類**する番号
- **6桁の世界共通**の商品分類番号。7桁目以下は各国の統計細分として、各国ごとに独自のコードを設定することができることになっている。（日本は9桁、中国は10桁、ベトナムは8桁、米国は10桁など）
- 163か国・地域が「HS条約」に加盟（2026年1月現在）
- HSコードをもとに、各国輸入時に当該貨物にかかる関税率を調べることができる。**正しいHSコードを特定することが大切**
- **HSコードは最終的に輸入国税関の判断が優先される。**

HSコードの構造

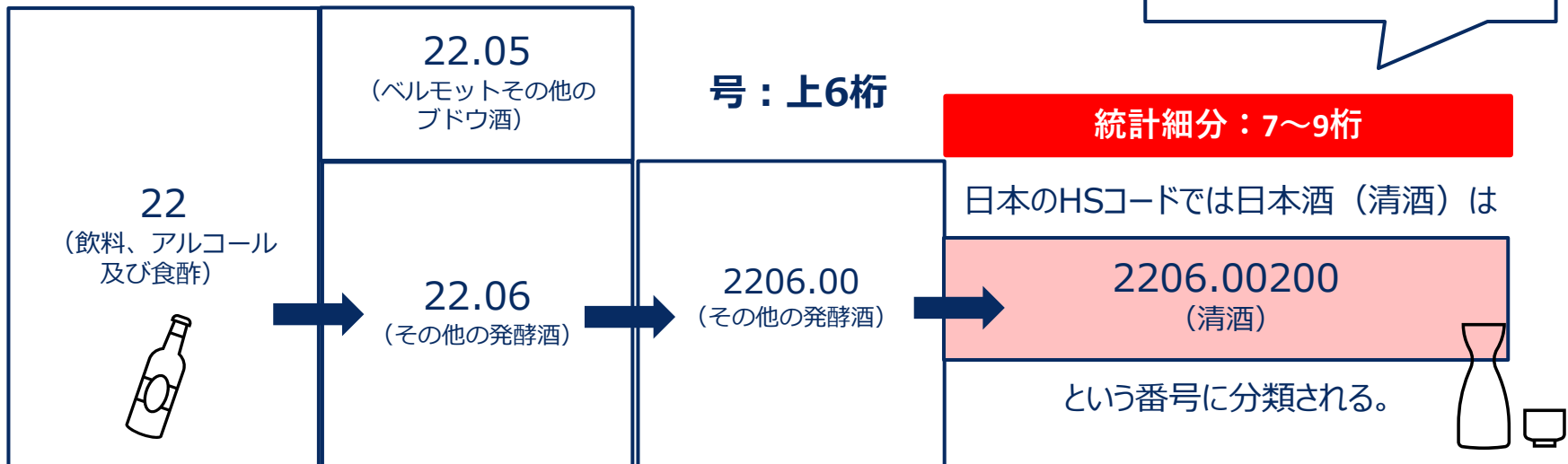
世界共通コード：上6桁

類：上2桁

項：上4桁

号：上6桁

7桁目以降は、各国で決定されており、輸出と輸入では必ずしも一致しない



統計細分：7～9桁

※7桁目以降は日本独自の統計細分

関税率の種類

- WTOに加盟している国に対しては基本的にMFN税率が適用される。
- 発展途上国や自由貿易協定（FTA／EPA）を締結している国から、当該国の原産品を輸入する場合は、MFN税率よりも低い関税率が適用される可能性がある（条件あり）。

関税率の種類（日本の場合）

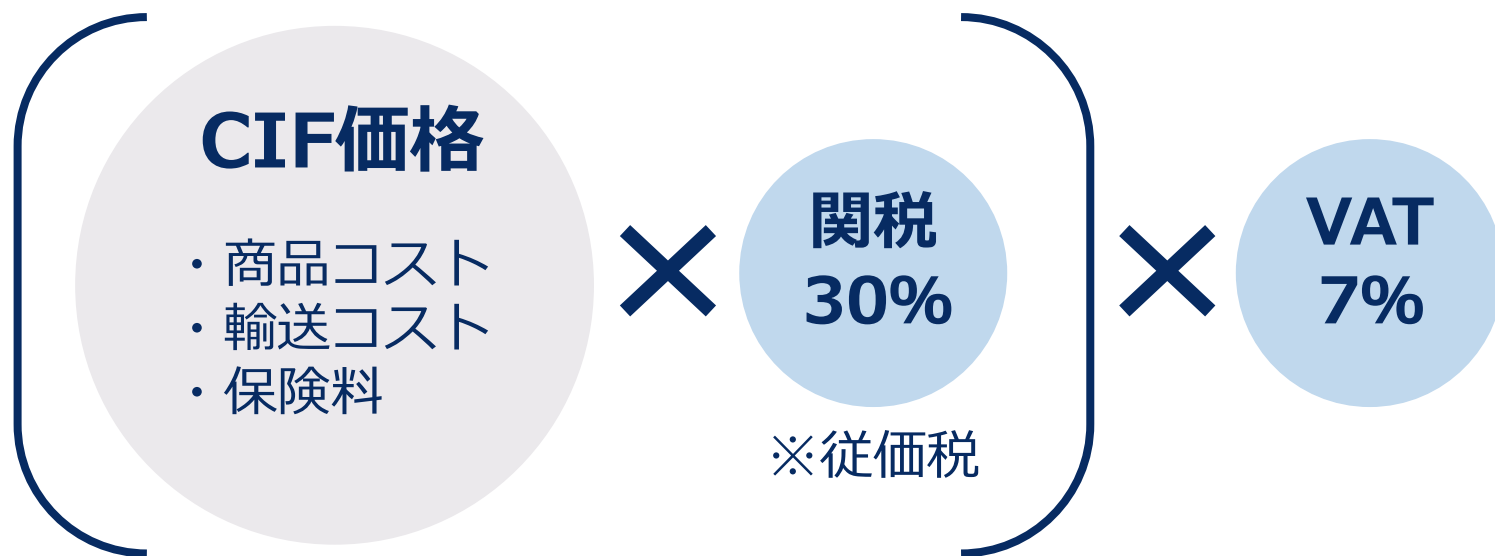
	種類	内容
1	基本税率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則的な税率。東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノン、ロシアなど数カ国のみ適用。
2	WTO協定税率 (MFN税率)	<ul style="list-style-type: none"> ■ WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国に適用。
3	一般特惠税率 (GSP税率)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発途上国を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。 ■ <u>一般の関税率よりも低く</u>、適用には特惠原産地証明書（Form A）が必要。
4	特別特惠税率 (LDC税率)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 後発開発途上国を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。 ■ <u>ほぼ全ての品目が無税</u>。適用には特惠原産地証明書（Form A）が必要。
5	協定特惠税率 (EPA特惠税率)	<ul style="list-style-type: none"> ■ FTA／EPAを締結した国に対して適用される税率。 ■ <u>一般の関税率よりも低く</u>、適用にはそれぞれの協定が定めた原産地証明書が必要。

<出所> 税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

関税・その他諸税

- 通常、関税は輸入貨物に対して課される（サービスなど無形資産に対しては課されない）。
- 貨物の価格に基準に課す「従価税」と、数量を基準に課す「従量税」、両者を組み合わせた「混合税」がある。
- 一般的に関税およびその他の諸税（消費税、VATなど）はCIF価格に対して課される。

化粧品を日本からタイへ輸出する場合の課税



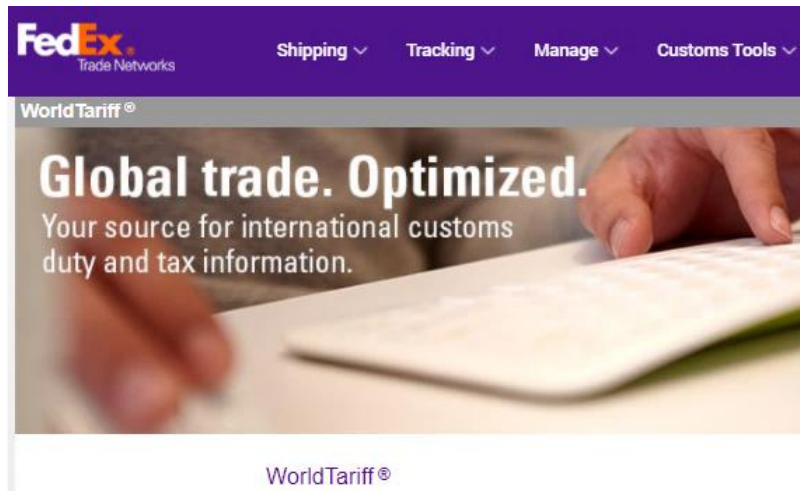
関税率の確認方法

- 輸入の場合は日本税関、輸出の場合はFedEx社のデータベース（World Tariff）で検索可能。
- 輸入国側の税関が最終的なHSコードを判断するので、輸出の場合は輸入者などを通じて**相手国側のHSコードの確認も必要**。

各パターンにおける関税率の調べ方

日本から輸出する場合（相手国の関税率）

- World Tariffで各国の輸入関税率を調べる。



<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/registration.html>

日本へ輸入する場合（日本の関税率）

- 税関の実行関税率表で検索する。



https://www.customs.go.jp/tariff/2026_01_01/index.htm

PART2
各種事例

ミスから改善した事例

-貿易段階の失敗（輸入規制のチェック漏れ）

ミスが起こった原因

日本で販売している商品であれば輸出可能と思い
相手国・地域の規制を調べずに青果物と調味料を
台湾に輸出。

台湾当局から公表された違反商品の写真例



ミスが起こった結果

台湾に陸揚げ後、輸入通関時の検査の結果、青果物は
台湾の残留農薬規制違反、調味料は食品添加物規制に
違反していると判断された。結果、全量廃棄か船戻し（シ
ップバック）を命じられ損害が生じた他、商品写真を含む
違反結果が台湾当局ウェブサイトで公表されてしまった。

改善策

ジエトロウェブサイトでは相手国・地域の規制を調べ、自社商
品が規制に適合しているか、事前に確認。残留農薬につい
ては他農園からの農薬飛散（ドリフト）の可能性も考慮し
て検査機関に残留農薬検査を依頼。

- 諸外国における残留農薬基準値に関する情報（農林水産省webサイト）
- 台湾の残留農薬基準値（台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト）
- 台湾における残留農薬基準値超過事例（台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト）
- 台湾における輸入農産品の規制措置（台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト）

出所：ジエトロが収集した情報から、一部内容を加筆

ジェトロ活用事例

専門家（輸出プロモーター）が輸出戦略の作成から契約締結まで一貫してサポートします

農林水産・食品分野の専門家が、お客様の製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、最終的には契約締結までお手伝いします。

専門家によるマンツーマンの継続支援



かが有機農法研究会



有機米（コシヒカリ、ミルキークイーン、農林21号）で海外の販路拡大

所在地：石川県 HP：<https://kaganoteal.official.ec/>
 主な輸出品目：米
 主な輸出先：台湾、フランス、ドイツ、米国

- コロナ禍で支援がスタート、専門家のサポートを受け、オンラインの商談機会を活用し、海外バイヤーと商談を重ね、新規の成約となった。オンライン商談では商品の特徴や差別化ポイント、企業の取組をまとめた資料や事前に送付したサンプル品などを提案することで先方からの信頼度を勝ち取った。
- 国内商社経由でのドイツの販売をきっかけとして、その後、台湾（台北）での現地百貨店での直接の販売、また、ジェトロオンライン商談でのフランスの販売は当初は保留案件であったが、2年後に、既存企業からの供給がうまくいかないとのことで、再度先方から引き合いを頂き、正式受注に繋がった。台湾での直接販売では、展示会会期中の商談フォローアップなど専門家のアドバイスを受けた

輸出プロモーター事業（農林水産物・食品分野）事例集

－ジェトロの輸出支援スキーム－

(1) 情報・スキル支援

- ① **セミナー**
 - ・商談スキルセミナー、品目別セミナー、海外マーケットセミナー等
- ② **相談活動**
 - ・農林水産物・食品輸出相談窓口(国内・海外)
 - ・海外コーディネーター相談
- ③ **輸出プロモーター**
 - ・輸出が有望な商品を持つ熱意のある企業を専門家がサポート
- ④ **規制・マーケット情報の提供**
 - ・品目別輸入制度調査、カントリーレポートによる情報発信
- ⑤ **中小企業海外ビジネス人材育成塾**
 - ・海外バイヤーとの輸出商談に初めて臨む方やこれまでの商談に課題を感じている方を対象に「効果的な商談」の準備を行う無料研修

(2) 商流構築支援（商談機会の提供）

- ① **海外見本市**
 - ・海外の有力食品見本市にジャパンパビリオンを設け出展
- ② **国内・海外商談会**
 - ・世界各国の優良バイヤーや国内商社との商談会を国内各地又は海外で実施
- ③ **常時オンライン商談**
 - ・商品情報をデータベースに登録、随時海外バイヤーと商談アレンジ
- ④ **日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業
（旧日本産食品サンプルショールーム事業）**
 - ・海外主要都市にショールームを設置、バイヤーに新商品を提案
- ⑤ **ECサイトによる商談**
 - ・海外の主要EC（電子商取引）サイトや、ジェトロ独自のサイトを活用した商談機会の提供

(3) 海外バイヤーの発掘

- ① 海外事務所や海外コーディネーターによる新規バイヤーの開拓
- ② 日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション

(4) 日本産農林水産物・食品のブランディング

- ① JFOODOによるプロモーション

まずはジェトロへ

ジェトロ 農林水産物・食品輸出相談窓口

本部(東京) TEL : 03-3582-5646

<受付時間> 平日9時～12時/13時～17時 (祝祭日・年末年始を除く)

[国内拠点/事務所一覧](#) | [国内拠点/国内事務所 - ジェトロについて - ジェトロ](#)

ジェトロ熊本

TEL : 096-354-4211

熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所3階

オンラインでは24時間ご相談を受け付けています。

https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods.html

- ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、懲罰的その他全ての損害および利益の喪失について一切責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害及び利益の損失の可能性を知らされていても同様とします。
- 本資料の無断での転載、複製、転送、配布等を禁止します。